

松江市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

平成26年3月26日

松江市条例第6号

改正 平成29年12月19日条例第48号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 松江市いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第10条)

第3章 松江市いじめ問題対応専門家会議(第11条—第18条)

第4章 松江市いじめ問題調査委員会(第19条—第28条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)の規定に基づき、松江市におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のために必要な組織の設置について定めるものとする。

第2章 松江市いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、松江市におけるいじめの防止等に関する機関及び団体の連携強化並びにいじめの防止等のための施策の検証のため、松江市いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第12条の規定による松江市のいじめの防止等のための基本的な方針(以下「松江市いじめ防止基本方針」という。)の策定について調査審議すること。
- (2) いじめの防止等の対策がより実効性の高い取組となるよう、松江市いじめ防止基本方針を検証し、見直しについて市長に提言すること。
- (3) いじめの防止等の対策が地域の実情や課題を踏まえた効果的な取組となるよう、いじめの防止等に関する機関及び団体と連携を図るため情報交換を行うこと。

(組織)

第4条 協議会は、協議委員20名以内をもって組織する。

2 協議委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 松江市立学校関係者
- (2) 松江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の職員
- (3) 児童及び生徒の福祉、人権等を所掌する機関又は団体に所属する者
- (4) いじめの防止等の取組に関し、専門的知識又は経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長がいじめの防止等の取組に関し必要と認める者  
(協議委員の任期等)

第5条 協議委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の協議委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 協議委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長を置き、協議委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、毎年度初回の会議は市長が招集する。

2 協議会の会議は、協議委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 第3章 松江市いじめ問題対応専門家会議

(設置)

第11条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会がいじめの防止等の対策を実効的に

行う上で必要な指導及び助言を行うため、教育委員会に松江市いじめ問題対応専門家会議(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第12条 専門家会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 教育委員会の諮問に応じ、松江市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための有効な対策について専門的知見から調査研究し、その結果を教育委員会に報告すること。
- (2) 松江市立小学校、中学校、義務教育学校及び女子高等学校におけるいじめに関する通報及び相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決に向けての指導、助言及び支援を行うこと。
- (3) 法第23条第2項の規定により、教育委員会に報告のあったいじめの事案について、法第24条の規定に基づく調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。
- (4) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするために調査を行い、その結果を教育委員会に報告すること。
- (5) 前号の重大事態と同種の事態の発生を防止するために必要な措置について専門的知見から審議し、その結果を教育委員会に報告すること。

(組織)

第13条 専門家会議は、専門委員6名以内をもって組織する。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 精神科医
- (4) 臨床心理士
- (5) 社会福祉士
- (6) 警察官経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(専門委員の任期等)

第14条 専門委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第15条 専門家会議に、会長を置き、専門委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、専門家会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する専門委員がその職務を代理する。

(招集)

第16条 専門家会議は、教育委員会が必要と認めるときに教育長が招集する。

(守秘義務)

第17条 専門委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、専門家会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

#### 第4章 松江市いじめ問題調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第1項の規定に基づき報告があった重大事態について調査を行うため、松江市いじめ問題調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第20条 調査委員会は、市長が法第30条第1項の規定に基づく報告のあった重大事態に係る対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときに、法第28条第1項の規定による調査結果について調査するほか、当該重大事態について市長が必要と認める調査を行い、その結果を市長に報告する。

(組織)

第21条 調査委員会は、調査委員5名以内をもって組織する。

2 調査委員は、必要の都度、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 弁護士

(2) 精神科医

(3) 学識経験を有する者

(4) 心理及び福祉に係る専門的知識及び経験を有する者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(調査委員の任期等)

第22条 調査委員は、当該要請に係る調査及び報告が終了したと市長が認めるときは、解嘱されるものとする。

2 調査委員は、非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第23条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、調査委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第24条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議は市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、調査委員会の会議に調査委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

(報告)

第25条 委員長は、調査の結果を文書をもって市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第26条 調査委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第27条 調査委員会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月19日松江市条例第48号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。